

# 石川県後期高齢者医療広域連合における次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和5年4月1日

石川県後期高齢者医療広域連合長

石川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条に基づき、石川県後期高齢者医療広域連合長が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

## 2. 実施体制

本計画を効果的に推進するため、毎年度、総務課において取組の実施状況及び数値目標の達成状況を点検・評価し、職員に周知するとともに、意見を取り入れながら必要に応じて取組の見直し等を検討します。

## 3. 取組の内容と数値目標

次世代育成支援対策法第19条第1項に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る政令（平成15年政令第372号）及び女性活躍推進法第19条第1項に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、当広域連合が派遣職員で構成されている状況等を踏まえ分析を行った結果、次のとおり取組を行うこととし、目標数値等を設定します。

### （1）男女の差異によらない人事配置

広域連合職員は県内市町からの派遣職員によって構成される組織であることから、職員の男女別は派遣元の判断で派遣するものであり、当広域連合として選択できるものではありません。そのため、目標数値を設定することはできませんが、管理的地位への任命を含めた人事配置に性差が影響しないものとしします。

## **(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進**

育児休業及び出産・育児等に係る特別休暇、特に男性職員の育児休業・配偶者出産休暇・育児参加のための休暇及び子の看護休暇等の制度についてまとめた啓発資料を作成し、周知します。

目標：令和8年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

## **(3) 年次有給休暇の積極的な取得**

全職員が、共有スケジュールで業務予定及び休暇の管理を行い、計画的な業務の遂行及び休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

目標：令和8年度までに、年間10日以上の子年次有給休暇を取得する職員を90%にする。  
※会計年度任用職員については5日以上とする。

## **(4) 出産・育児への配慮**

妊娠中及び出産後における職員に対し、母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、管理職員は、職員が妊娠を申し出た場合、原則、時間外勤務を命じないなど健康と安全に配慮するとともに、職場内の業務分担の見直しを行います。

また、育児休業や及び出産・育児等に係る制度について、職員に周知し、職場全体で取得しやすい職場環境づくりに努めます。

## **(5) 各種ハラスメント対策**

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、育児又は介護等の各種ハラスメントに関する相談体制を整備し、職員に周知します。事案発生時には迅速かつ適切に対応します。